

須崎市図書館等複合施設整備事業 募集要項等に関する質問への回答書

整理No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	2	2.1	2.1.4	(1)	①	(ア)	事前調査業務	須崎市広報11号で、市が家屋調査を実施している旨の記載がありますが、市の調査とは別に事業者が調査を行うという認識でよろしいでしょうか。	市は既存施設の解体に伴う周辺家屋調査（半径40m以内）を実施しており、広報11号に進捗状況と今後の予定として記載しています。 選定事業者には当該調査結果について情報提供いたしますが、必要に応じて事業者が調査を実施する場合は、これを妨げるものではありません。
2	募集要項	2	2.1	2.1.4	(1)			事業の範囲	「施設整備（設計及び建設に関する業務）を遂行し、本施設の所有権を市に移転するまでを事業の範囲とする」とありますが、既設建物等解体撤去業務は含まないと考えて良いですか。※事前公表のご回答を参照にて。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	2	2.1	2.1.4	(1)			事業の範囲	上記解体撤去の範囲（建設着手時点の状況）はご提示頂けますか。	既存建物の解体工事期間は令和5年3月～令和5年12月を想定しています。
4	募集要項	3	2.1	2.1.4	(1)	④	(ア)	引継ぎ支援業務	運営者の本施設の運営・維持管理に係る習熟支援業務は、下記事業の期間内に行うのでしょうか。	業務期間内に実施してください。
5	募集要項	3	2.1	2.1.4	(3)			事業の期間	「本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 8 年 3 月 31 日まで とする」とありますが、開館時期（開業準備期間）の予定についての設定はありますか。	供用開始時期は「令和8年春頃」と設定しています。
6	募集要項	3	2.1	2.1.4	(3)			事業の期間	上記解体撤去の実施予定期間（範囲・工程・時期等）について「本事業の事業期間」との関連を、ご提示頂けますか。	本事業の事業期間の内、解体工事期間と重複する令和5年6月～令和5年12月の期間については、本事業の設計業務期間に該当するものと想定しています。
7	募集要項	4	3.2					事業者の募集及び選定スケジュール	令和4年10月31日付の実施方針等に関する個別対話結果一覧表のN〇8で、募集要項公表後必要に応じて対話の機会を設けるとなっていますが、日時について想定されていればご教示下さい	現時点で日時を定めることはいたしません。 質問回答をご確認いただいた後、個別にご対応させていただきます。
8	募集要項	6	3.3	3.3.3	(2)	(イ)		提案価格上限額	昨今の物価上昇や円安により、今後も適正な工事費等の捉えが不透明な時勢にあります。ご提示頂いた額はあくまでも提案時点の時価の額であり、その後の物価上昇等による不測の費用増については、別途協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか	契約書(案)別紙6で、物価変動による本施設整備に係る対価の改定について考え方をお示ししておりますので、ご確認ください。
9	募集要項	6	3.3	3.3.3	(2)	(ア)		提案価格書の確認等	「提案価格内訳書等（様式16-1～16-4）」の様式に積算根拠欄がありますが、追記無しで良いでしょうか。	積算根拠がない場合（または現時点で積算が困難なもの）に関しては追記なしでも問題ありません。 費目に対して備考等（例：様式16-1 7. 給排水・衛生設備工事）があれば追記してください。
10	募集要項	7	3	3.4				応募者の備えるべき参加資格要件	募集要項の中では企業体の最低出資比率について記載がありませんが、実施方針等に関する質問への回答書の中で言及されている須崎市建設工事共同企業体取扱要綱を公表していただけますでしょうか。	当該要綱は、須崎市総務課にて閲覧可能となっております。 質問回答とあわせて公表する資料をご確認ください。

11	募集要項	7	3.4	3.4.1				応募グループの組成時期について	応募グループをJVとする場合JVの組成時期は提案書提出前にしておく必要はございますか。それとも優先交渉権者選ばれてからでも大丈夫でしょうか。	優先交渉権者に選定された後、提案書に記載する実施体制を遵守のうえ、速やかにJV組成し、JV協定書の写しを市に提出してください。提案時にJVの出資割合の担保等の証明書類の提出は不要ですが、提案する実施体制の条件等は遵守してください。
12	募集要項	7	3.4	3.4.1				応募者の構成	S P C設立時の書式・様式は様式4を利用してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
13	募集要項	8	3.4	3.4.2			12	構成企業の参加資格制限	基本協定書に言及している箇所がございますが、本事業にかかる契約手続きに関して、基本協定書の締結をご想定でしょうか。その場合、基本協定書（案）は事前に開示されますでしょうか。	本事業において、基本協定の締結は予定しておりません。募集要項を修正いたします。
14	募集要項	9	3.4.3	(1)	(ウ)			設計業務を行う者	受注した実績を有することとして a 同種業務と b 類似業務が記載されていますが、どちらか一方の実績が1件あればよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	募集要項	9	3.4.3	(1)	(ウ)			設計業務を行う者	国・地方公共団体・特殊法人等は、特定目的会社（PFIの実績）も含まれるでよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
16	募集要項	14	5	1	6	ウ		契約保証	当社は保証事業会社となりますが、契約保証は前払金保証の特約であり、前払金の支出がある工事が保証対象となります。については、通常の須崎市発注工事と同様、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。	整理NO. 19の回答をご確認ください。
17	募集要項	14	5	2				支払いに関する事項	契約事業者が実施する施設整備に要する対価については、事業年度ごとの出来高払に応じて市が分割して支払うことが基本となっていますが、通常の須崎市発注工事と同様、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 前払金を支出することによって公共発注者としては、本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業の VFM の向上に繋がるものと思われます。なお、前払金の支出による資金調達負担の軽減は、地元企業の積極的な事業参画を促すことにも効果が見込まれます。 また、御市におかれましては、通常の前払金 4 割に加え、2 割の前払金が支出できる中間前払金制度も採用されておりますのであわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。	整理NO. 19の回答をご確認ください。

18	募集要項	14	5.2					支払に関する事項	事業年度毎の出来高払いについて具体的にどのような支払方法でしょうか	工事の途中で「出来高検査」を行い、年度内の出来高分に対して代表企業にお支払いする予定です。 出来高検査方法は市と事業者が協議のうえ、市が決定します。
19	募集要項	14	5.2					支払いに関する事項	施設整備に要する対価については、「事業年度ごとの出来高に応じて市が分割して支払うことを基本とする」とありますが、現在想定している年度出来高をご提示頂けないでしょうか。また、前払金の支払い予定があれば、合わせてご提示ください。	出来高に応じた支払い金額につきましては、事業年度ごとの上限金額を設定するよう考えておりますが、提案スケジュール及び提案金額に影響されるため、現時点での具体的な想定はございません。最終的には、市と事業者が協議のうえ決定するものとします。 なお、前払金の支払いは想定しておりません。
20	要求水準書	2	1.6					基本計画及び基本設計図書（R4）の取り扱い	基本設計図書（R4）は、応募者の提案に制限を与えないとありますが、実際に基本設計業務として関与した企業や者の本事業への参加に制限はあるのでしょうか。	制限は設けておりません。
21	要求水準書	2	1.6					基本計画及び基本設計図書（R4）の取り扱い	「事業者は、基本計画を踏まえ作成された本書に基づき業務を行うものとし」とありますが、本施設運営（維持管理を含めた管理運営）については、基本計画以外に関連する計画はあるでしょうか。 また、本提案において、可能な限り管理運営に配慮したいと考えており、今後に運営計画等の策定を貴市で実施する予定などあるでしょうか。	施設運営に関する計画等はありません。 管理運営につきましては、その方法も含めて未定となっております。
22	要求水準書	6	1.8	1.8.1	—	—	—	統括責任者	各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者との記載がありますが、事業締結時点で3年の雇用関係がある者との理解でよろしいでしょうか。また、統括責任者も同様と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	雇用期間の算定基準日は、令和5年6月1日とします。
23	要求水準書	9	2.2	2.2.6	(3)	(イ)		上水道	既存引込み管の位置及び配管径等インフラの状況が分かる資料がございましたらご提示を御願います	質問回答とあわせて公表する資料をご確認ください。
24	要求水準書	11	3.1	3.1.3	(5)	(ウ)		緑化の推進	緑化計画面積の基準をご教示下さい	市が定める具体的な基準はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
25	要求水準書	12	3.1	3.1.5	(1)	(ウ)	—	防犯カメラ	「防犯カメラを設置する場合は」との記載がありますが、防犯カメラを設置する必要がありますでしょうか。また設置が必要な場合、設置個所はどこを想定すれば良いでしょうか。	防犯カメラの必要性については、提案の内容によるものと考えております。 また、「セキュリティ計画の詳細については、事業者決定後、市と協議を行うこと」（要求水準書3.5(11)(イ)）としております。

26	要求水準書	13	3.1	3.1.6	(2)	(イ)	—	ユニバーサルデザイン	計画に当たっては、図書館や情報センター等、本施設に類似する先進事例を十分に調査研究し、市と協議うえ、効果的内容を計画することの記載がありますが、この項目は優先交渉権者選定に選定されたのち、市と協議するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	15	3.2	3.2.4				ICタグ管理に必要な資機材	「蔵書はICタグ管理とし、必要な資機材を整備する。タグ管理とし、必要な資機材を整備」とありますが、必要な資機材は管理運営方法に対応する必要があると考えられるため、必要となる資機材の提示をお願いします。	整理N0.29の回答をご確認ください。
28	要求水準書	15	3	3.2	3.2.4	(ア)		縁側	基本計画に示す「縁側のある施設」を基本とする旨の要求水準となっておりますが、基本計画の16頁で図示されているような平屋建てに限定した考え方であると捉えてよろしいでしょうか。	基本計画に図示されているものは、あくまでもイメージ図であり、平屋建てに限定する意図はございません。複合施設基本コンセプトのとおり、屋外と屋内を繋ぐという意味だけではなく、「みんなの居場所を繋ぐ」ための空間として“縁側”と表現しています。
29	要求水準書	15	3章	3.2.4	(ア)	—	—	図書館機能 屋内 c	自動貸出機の設置とあるが、他の図書館システム機器（BDS、自動返却機など）の想定がありましたらご教示ください。	自動貸出機の設置に伴うものとして、BDS、蔵書検索用端末は必要であると認識しております。 なお、本回答は他の機器等の提案を妨げるものではありませんので、要求水準書1.5に基づき提案してください。 また、自動返却機の導入は想定しておりません。
30	要求水準書	16	3章	3.2.4	(ア)	—	—	ホール機能	天井高さについて想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
31	要求水準書	16	3章	3.2.4	(ア)	—	—	ホール機能 屋内 g	利用想定上、遮音性能のレベルをご教示ください。	ホール機能は入射音90dB程度の利用がある前提とし、遮音性能：D値目標値はD-40とします。D値目標値は、要求水準及び審査基準を踏まえ、提案し、詳細は市と協議のうえ、決定するものとします。
32	要求水準書	16	3章	3.2.4	(ア)	—	—	ホール機能 屋内 g	2部屋以上に分割して利用～ とありますが、分割後の各室の大きさの想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 利活用方法も含め提案に委ねます。
33	要求水準書	16	3章	3.2.4	(ア)	—	—	クリエイティブ機能 屋内 a	機器の設置想定をご教示ください。 ・映像編集機器 ・音楽編集機器 ・3Dプリンターの仕様	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
34	要求水準書	16	3章	3.2.4	(ア)	—	—	子育て支援 機能 屋内 d	遊具の想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
35	要求水準書	16	3.2	3.2.4	(ア)			ホール機能 の屋外	『ホール機能』の『縁側・屋外』のbに記載のイベントは、『屋外機能』の『屋外』で開催されるイベントでもよろしいでしょうか。 上記の場合、『ホール機能』の『屋外』部分は、『屋外機能』の『屋外』の要求面積4,500㎡に含めてもよろしいでしょうか。	bに記載する「屋外で行われるイベント」については、『屋外機能』の『屋外』で開催されるイベントを含めて差し支えありません。 『屋外機能』の『屋外』は完全屋外として考えておりますので、『ホール機能』の『縁側・屋外』とは異なる考え方です。（水準書記載のとおり、『屋外機能』の『縁側』に含みます）

36	要求水準書	16	3.2	3.2.4	(ア)			各機能の屋外	要求水準書3.2.4の各機能に記載されている『屋外』は各機能用をまとめて一体的に整備する計画としてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
37	要求水準書	17	3章	3.2.4	(ア)	-	-	事務関係・倉庫機能 屋内 a	警備室等を設ける～とありますが、警備員数、室の仕様（給湯や休憩室等の要否）をご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 施設規模に応じた警備員数の想定を含め提案に委ねます。
38	要求水準書	17	3章	3.2.4	(ア)	-	-	屋外機能 屋外 a	寺尾児童公園について、樹木プロット図、遊具プロット図等の既存図があればご教示ください。	質問回答とあわせて公表する資料をご確認ください。
39	要求水準書	17	3章	3.2.4	(ア)	-	-	駐車・駐輪場 a	駐車場の車室サイズは5m×2.5mと考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。 なお、本回答は他の規格での提案を妨げるものではありませんので、要求水準書1.5に基づき提案してください。
40	要求水準書	17	3章	3.2.4	(ア)	-	-	駐車・駐輪場 e	駐輪場の屋根の有無についてご教示ください。	要求水準書3.5(3)(イ)をご確認ください。
41	要求水準書	17	3.2	3.2.4	(ア)			屋外機能の要求規模	『屋外機能』の『屋外』の要求面積4,500㎡は、分散して配置してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
42	要求水準書	17	3.2	3.2.4	(ア)			集いの広場の要求水準	資料4の『郷土資料展示スペース』・『集いの広場』は、要求水準書3.2.4の『その他共用機能』に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	17	3.2	3.2.4	(ア)			全体諸室計画カフェ機能	カフェ機能の要求規模欄に厨房とありますが、厨房機器は本工事外と考えてよろしいでしょうか	本事業範囲に含むものとして調達してください。
44	要求水準書	17	3.2	3.2.4	(ア)			全体諸室計画その他共用部機能	「郷土資料展示スペース」とございますが、想定されている展示物の内容をご教示ください	民具等の展示を想定しています。 希少価値の高い重要物品は展示しません。
45	要求水準書	18	3.2	3.2.5	(2)			対象年齢の区分けの想定	「図書の分野毎、対象年齢毎に読書スペース、本棚等を整備すること」とありますが、運営上どのような図書の分野（＝分類）を想定されているか提示をお願いします。	一般向けエリアは、一般書、専門書、郷土資料、雑誌、新聞、視聴覚（AV等）を想定しております。 児童向けエリアは、一般書、絵本、視聴覚（紙芝居、AV等）、ヤングアダルトを想定しております。
46	要求水準書	18	3.2	3.2.5	(7)			PCルーム	常設されるデスクトップ型 PC や 3D プリンター以外の設置及び運用の想定はあるでしょうか。 また、常設ではなく、イベント時等による持ち込み対応などへの考慮も必要でしょうか。	具体的な想定はありません。 持ち込み対応については、パソコン教室等のイベント利用も想定してください。
47	要求水準書	18	3章	3.2.5	(8)	-	-	キッズパーク	ロッカー設置とありますが、「要求水準書資料6 その他」ではロッカーは提案となっています。 設置することと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	19	3章	3.2.5	(11)	-	-	本施設出入口	傘立ては備品等を含み本業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

49	要求水準書	19	3章	3.2.5	(11)	-	-	本施設 出入口	デジタルサイネージの想定があればご教示ください。 また、利用に際して施設案内・企画案内の目的として考えて よろしいでしょうか。 (多様な活用が考えられるため、そのサイネージシステム費 などは業務外と考えてよろしいでしょうか。)	具体的な仕様の想定はありません。 利用目的は、施設案内・企画案内・行政情報案内を主として お考えください。 なお、デジタルサイネージを利用するにあたり必要なシステ ム費等は、本事業費に含むものとしてください。
50	要求水準書	20	3章	3.2.5	(15)	(ア)	-	その他	サーバー室の大きさについてご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
51	要求水準書	20	3章	3.3.4	(ア)	-	-	外壁	懸垂幕・横断幕の設置については、外壁部分に限定せずに提 案によるものとしてもよろしいでしょうか。また、想定され るサイズがあればご教示ください。	外壁以外の設置場所について、追加で提案に含めていただ くことは差し支えありません。 なお、具体的なサイズの想定はありません。
52	要求水準書	20	3.2	3.2.5	(15)	(ア)	-	サーバー室	近年図書館システム用サーバーをクラウドサーバーで対応す る場合もあります。現在想定されている図書館システムの概 要をお教えください。	現行はクラウド型で運用をしており、引き続き同システムに よる運営を想定しております。
53	要求水準書	21	3.4	3.4.1	(6)	-	-	電話交換機	電話交換機および電話機はリース対応等による調達とし本 事業外と考えてよろしいでしょうか。	本事業範囲に含むものとして調達してください。 要求水準書 資料5（電気設備諸元表）をご確認ください。
54	要求水準書	21	3.4	3.4.1	(7)	-	-	情報通信網	本事業の範囲は、ケーブルラック敷設・情報コンセント取り 付け、必要な配管とし、機器および配線は本事業外と考 えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「本施設の稼働に必要となる通信事業者との契約は運 営者が行うが、事業者は必要と考えられる整備を行うこ と。」（要求水準書3.2.6(6)(ア)）としております。
55	要求水準書	22	3.4	3.4.2	(2)			空調設備	閉架書庫について、水損対策（空調・消火含む）や簡易恒温 恒湿設定等が必要な貴重な図書などがありますでしょうか	貴重な図書の蔵書は想定していません。
56	要求水準書	24	3.5	(4)	(ア)			寺尾児童公 園の法規制	既存の寺尾児童公園は都市計画公園となっていますが、再 整備後も同様に都市計画公園に指定されると考えてよろし いでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	24	3.5	(4)				寺尾児童公 園の敷地	寺尾児童公園部分は本計画の建築基準法上の敷地に含まれ ると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	24	3.5	(5)	(イ)			屋外広場	『本施設と一体的に利用できるよう』と記載がございます が、各機能の広場と一体的な計画としてもよろしいでしょ うか。	差し支えありません。
59	要求水準書	24	3.5	—	(4)	(ウ)	—	寺尾児童公 園	日射を遮る空間を適宜設けること。建築物を整備する場合 は都市公園法における設置許可を要するため、市と協議のう え、計画を行うことと記載がありますが、この項目は優先 交渉権者選定に選定されたのち、市と協議するとの理解でよ ろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書	27	4章	4.1.2	(3)	-	-	各種許可申 請	建築確認申請の申請先は事業者の判断によるものとしてよ ろしいでしょうか。（民間審査機関でもよろしいでしょ うか。）	お見込みのとおりです。
61	要求水準書	27	4章	4.1.2	(5)	-	-	その他	市が実施する説明会等は具体的にどういったものが想定され ますでしょうか。	地域住民向けの説明会を想定しています。

62	要求水準書	28	4. 2	4. 2. 2	(1)	(シ)		建設業務	「現地見学会から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと」とありますが、現地見学会の予定はありますか。	日時を指定した現地見学会は予定しておりません。質問回答とあわせて公表する資料をご確認いただき、必要に応じて個別に現地を見学いただくことは可能です。
63	要求水準書	29	4. 2	4. 2. 2	(7)	(ア)		所有権移転に伴う申請業務について	今回の場合、建物の引渡しを持って所有権の移転は完了すると思いますが具体的にはどのような申請業務を想定されていますでしょうか。ご提示頂けますか。	事業契約書（案）第26条に示す市による完成確認書の交付をもって、第31条に基づく手続きを行います。また、要求水準書に示される竣工図書、長期修繕計画書（案）、及びその他必要と考えられる書類の提出が必要です。
64	要求水準書	30	4. 4					引継ぎ等支援業務	「提出書類」に規定する竣工図書を活用し、運営者に対し本施設の運営・維持管理の習熟に係る説明会を開催し、運営者に対し必要なフォローを行うこと。」とありますが、その際の運営者は貴市職員となるでしょうか、それとも業務委託や指定管理者になるでしょうか。	本市職員を含みますが、管理委託方法等につきましては未定となっております。
65	要求水準書	資料2						本施設用地測量図等	本施設用地測量図等のCADデータ（DWGかDXF）を頂けませんでしょうか	回答公表とあわせて、JW・DXF・SFCを公表いたします。縮尺がずれる恐れがあるため、縮尺を調整してください。
66	要求水準書	資料3						本施設用地活用条件概略図	用地内雨水管敷設部の断面情報をご提示ください	質問回答とあわせて公表する資料をご確認ください。
67	要求水準書	資料3						公共雨水配管	計画敷地内の公共雨水配管の構造について、位置、形状等詳細情報のご提供をお願いいたします。	質問回答とあわせて公表する資料をご確認ください。
68	要求水準書	資料3						寺尾児童公園の必要面積	寺尾児童公園の再整備について、必要面積に規定はございますか。基本計画書図3-②に記載の通り、約1,300㎡を確保すればよろしいでしょうか。	1,600㎡（現在の都市計画決定の面積）を確保してください。
69	要求水準書	資料3						寺尾児童公園の形状	寺尾児童公園の再整備について、配置、形状を現状から変更してもよろしいでしょうか。	配置は本施設用地内の南東（現在位置）とします。形状は提案に委ねますが、公園としての面積の変更は不可です。
70	要求水準書	資料4	-	-	-	-	5	PCルーム	倉庫の大きさ、あるいは、倉庫に入れる物品など想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。要求水準書1.5に基づき提案してください。
71	要求水準書	資料4	-	-	-	-	5	PCルーム	座席数の要求があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。要求水準書1.5に基づき提案してください。
72	要求水準書	資料4	-	-	-	-	6	一時預かりスペース	キッチンの想定（サイズ・コンロなど）をご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。要求水準書1.5に基づき提案してください。
73	要求水準書	資料4	-	-	-	-	6	一時預かりスペース	倉庫の大きさ、あるいは、倉庫に入れる物品など想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。要求水準書1.5に基づき提案してください。
74	要求水準書	資料4	-	-	-	-	8	カフェ	キッチンの想定（サイズ・コンロなど）をご教示ください。あるいは、提供するメニューなどがわかればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。要求水準書1.5に基づき提案してください。なお、提供するメニューは、ドリンクの提供を主とした軽食に類するものを想定しています。
75	要求水準書	資料4	-	-	-	-	9	事務室	予約本の冊数想定をご教示ください。	最大で300冊程度を想定しております。

76	要求水準書	資料4	-	-	-	-	9	事務室	書庫の大きさ想定、あるいは収納物想定をご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5に基づき提案してください。
77	要求水準書	資料4	-	-	-	-	10	郷土資料 展示スペース	展示する資料の内容をご教示ください。	民具等の展示を想定しています。 希少価値の高い重要物品は展示しません。
78	要求水準書	資料4	-	-	-	-	12	授乳室	授乳室の仕様は、①授乳ソファ、②サイドテーブル、③レンジ台、④シンク（温水）、⑤おむつ替えベッドと考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。 なお、本回答は他の物品等の提案を妨げるものではありませんので、要求水準書1.5に基づき提案してください。
79	要求水準書	資料4	-	-	-	-	14	トイレ	各エリアのトイレ設置器具数についてご教示ください。	提案の内容によるものと考えております。 全体配置構成や動線計画に応じて、適切な規模を提案してください。
80	要求水準書	資料4	-	-	-	-	16	その他	施設外トイレについて、設置位置、規模など想定があればご教示ください。	具体的な仕様の想定はありません。 要求水準書1.5及び3.2.5(14)(コ)に基づき提案してください。
81	要求水準書	資料4	-	-	-	-	16	その他	センサリールームについて、設置位置、規模や仕様の想定があればご教示ください。	提案の内容によるものと考えております。 全体配置構成や動線計画に応じて、適切な規模を提案してください。
82	様式集	1	1	1.2				様式6-2	6-1が構成員から代表者への委任状だと思いますが、こちらの6-2の委任状は、企業体代表者の社長から支店長への委任状でしょうか。支店長で応募する場合、競争参加資格申請で既に委任状を提出していますが、その場合も必要でしょうか。また、（復代理人）とありますが、こちらは同様式を利用したどういうケースを想定されていますでしょうか。	様式6-2は、様式6-1において代理人となった企業の代表者が同企業内で代理人を設ける場合に提出を求めるものです。 2023年2月15日締め切りの参加資格申請に関する提出書類として提出してください。
83	様式集	2	1	1.4	(2)			様式18	様式集には「必要に応じて」とありますが、こちらの委任状は、企業体代表者である支店長から様式15で提案価格書を提出する代理人に対する委任状でしょうか。	ご理解の通りです。
84	様式集	3	1	5	(6)			提案審査書類に関する提出書類提出における形式	提案審査書類に関する提出書類における「提案審査 に関する提出書類」と「図面集」は別々にファイリング（製本）した上での提出でよろしいでしょうか。	同一のバインダーにファイリングしてください。
85	様式集	3	1	5	2)	(6)	-	提出方法	A3版の様式はZ折として、バインダーはA4判としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	様式集	4	3	-	-	-	-	参加資格申請 様式8～10	実績を証明する書類として契約書の写し等の添付の有無をご教示ください。	実績証明としては契約書の写しを添付してください。 契約書等がない場合は、それに類する書類で構いません。
87	様式集		様式4	-	-	-	-	「グループ構成員一覧」	特別目的会社を設立しない場合、応募者グループのうち、代表企業を除く者は、「構成企業」と表記してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

88	様式集		様式7	-	-	-	-	添付書類	「市の令和3・4年度の参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」とは、「入札参加資格審査申請システム 受付書」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	様式集		様式24	—	①	—	—	応募者独自の提案	カフェ機能の整備について、市が想定している運営予定者を考慮した作業スペースの確保や設備等を導入されているかとの記載がありますが、運営予定者からのヒアリングは可能でしょうか。	提案審査時点で運営予定者が未定のため、ヒアリング等できません。
90	審査基準	8	第3	2	(3)	—	—	応募者独自の提案に関する事項	カフェ機能の整備について「市が想定している運営予定者を考慮し」とありますが、提案書提出までに、運営予定者との協議は可能でしょうか。	提案審査時点で運営予定者が未定のため、協議等できません。
91	審査基準	3	3	2	(3)			提案審査	応募者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募者へのヒアリングとございますが、日時について想定されていればご指示下さい	令和5年4月29日(土)を予定しております。 なお、提案内容等について審査委員会から事前に質問等をさせていただきます場合があります。
92	事業契約書(案)	1						柱書	事業者の定義として、「●株式会社、●株式会社、●株式会社及び●株式会社〔注：優先交渉権者 グループの構成企業名を記入〕（以下「事業者」という。）は…」との記載がございますが、各構成企業が事業契約書の契約当事者との理解でしょうか。募集要項においては、特別目的会社を設立する場合も想定されており、事業契約書の締結当事者が特別目的会社となるケースもご想定との理解でよろしいでしょうか。	各構成企業が事業契約書の契約当事者となります。特別目的会社を設立する場合は特別目的会社の構成に合わせ修文し、特別目的会社が市の契約の相手方となります。
93	事業契約書(案)	1						柱書	事業者の定義として、「●株式会社、●株式会社、●株式会社及び●株式会社〔注：優先交渉権者 グループの構成企業名を記入〕（以下「事業者」という。）は…」との記載がございますが、出資しない協力企業が事業契約書の契約当事者となることは可能でしょうか。また、JVが契約当事者となることは可能でしょうか。	「出資」との質問であるため、特別目的会社を設立する前提で回答します。特別目的会社を設立する場合は特別目的会社が市の契約の相手方となるため、質問にある出資しない協力企業は市の契約の相手方とはなりません。また、質問にあるJVが事業契約書(案)に規定する事業者に該当する場合は、契約の当事者となります。
94	事業契約書(案)	3	2		第8条	第5項		建設に伴う近隣対策	貴市に費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
95	事業契約書(案)	4	4		第12条	第3項		建設に伴う各種調査	貴市に費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
96	事業契約書(案)	4	4	-	-	-	-	第12条	家屋調査の調査範囲をご教示ください。 (例 敷地から30m、建物から30mなど)	事業者の想定する必要範囲で実施してください。 なお、市は既存施設の解体に伴う周辺家屋調査(半径40m以内)を実施しており、選定事業者には当該調査結果について情報提供いたしますが、必要に応じて事業者が調査を実施する場合は、これを妨げるものではありません。
97	事業契約書(案)	5	4		第16条	第3項		設計条件の変更	貴市に追加費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。

98	事業契約書 (案)	5	4		第17条	第3項		設計の変更	貴市に追加費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
99	事業契約書 (案)	8	5		第29条	第1項		工事の中止	貴市に追加費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
100	事業契約書 (案)	9	6		第33条	第1項		遅延損害金	貴市に追加費用をご負担いただく場合、金融費用も含めてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる金融費用と市が判断する場合は、市の費用負担について協議に応じるものとします。
101	事業契約書 (案)	14	9		第48条	第1項		解除に伴う	貴市の支払い対象となる「出来形部分」には、当該出来形を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的に認められる費用として客観的な証明が可能である場合において、質問にある出来高を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）を出来高として認めるものとします。
102	事業契約書 (案)	15	9		第49条	第1項		賠償の予約	「第45 条第1項の規定に基づき支払う違約金のほか…」とある記載は、「第44条第1項の規定に基づき支払う違約金のほか…」ではないでしょうか。	誤記です。事業契約書（案）を修正します。
103	事業契約書 (案)	15	9		第49条	第1項		賠償の予約	第45条第1項各号のいずれかに該当した場合の貴市への支払額は、①第44条第1項にもとづく、本施設整備に係る対価の10分の1に相当する額、②第49条第1項にもとづく、本施設整備に係る対価の10分の2に相当する額、それぞれが事業者に課せられるとの理解でしょうか。	44条1項の違約金は44条1項各号に該当する場合に課されるもので、49条1項は45条1項各号に該当する場合に課されるものであり、事由が違います。いずれにも該当する場合には、いずれの違約金も課されることになり、いずれかにしか該当しない場合は該当するほうの違約金しか課されないことになります。
104	事業契約書 (案)	16	12		第54条	第1項		契約上の地	事業者の資金調達方法として、PFI事業向けのプロジェクトファイナンスを組成する場合、事業契約上の債権や地位について担保設定をすることが想定されますが、この場合の金融機関による担保設定は承諾いただけるとの理解でしょうか。また、担保設定に関連して、貴市と融資金融機関との間の直接協定書の締結はご想定でしょうか。	PFI事業向けのプロジェクトファイナンスを組成する場合、資金調達先の金融機関と市とで直接協定を締結するものと思いますが、直接協定締結のために発生する事業者費用は事業者の負担とします。
105	事業契約書 (案)	26		-	-	-	-	別紙7 エ	透視図は「要求水準書 p34 基本設計図書」を正として鳥瞰図2カット、透視図6カットと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を正とし、事業契約書（案）を修正します。
106	事業契約書 (案)	27		-	-	-	-	別紙8 ク	数量計算書（数量調書、単価調書及び見積書等）の提出について、一般にPFI方式の場合、民間事業者のノウハウを活用することから、建材価格などは事業者の裁量によるものとして扱われます。提出図書に含まれる意図についてご教示ください。	本事業は国の交付金を活用するため、数量計算書（数量調書、単価調書及び見積書等）は出来高金額の証明に必要です。
107	事業契約書 (案)	27		-	-	-	-	別紙8 ケ	資材使用調書は、一般に建設時に提出する書類と考えますが、実施設計の成果品にふくまれるということは、実施設計完了時に具体的な建材を確定させなければならない。ということでしょうか。 （これについては、別紙10の完成図書に含むことは可能でしょうか。）	本事業は国の交付金を活用するため、実施設計完了時点において国に対し事前申請等の協議を必要としています。その際、交付金申請額の根拠を一定程度示す必要があり、資材使用調書は根拠の一部として想定しています。実施設計段階で提出可能な資材使用調書の程度については、市と事業者が協議のうえ、決定するものとします。
108	事業契約書 (案)	27		-	-	-	-	別紙8 サ	透視図は「要求水準書 p34 実施設計図書」を正として鳥瞰図2カット、透視図6カットと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を正とし、事業契約書（案）を修正します。

109	実施方針	6	3.2	3.2.1	⑦	—	—	応募者の構成	市内業者や市内に拠点を置を有する金融機関を、構成企業又は協力企業として応募者の構成に含めることを推奨する。なお、事業者の選定にあたっては、これを加点要件とするとの記載がありますが、拠点とは何をもって判断するのですか。特定の金融機関が構成に含まれることが加点要件になるのであれば、公平性が担保できません。この項目から金融機関を削除して頂けないでしょうか。	ご質問の箇所については、実施方針ではなく募集要項の記載に準じます。 募集要項3.4.1⑦をご確認ください。
110	その他	-	-	-	-	-	-	-	現地を確認させていただいたところ、公園内に「石碑」や、商工会（解体建物）に「銅像」がございました。これらの取り扱いについて、存置や移設、撤去など、お考えがあればご教示ください。	公園内の石碑については園内に残置（園内での移設は可）することとして、配置については提案に委ねます。 商工会議所の銅像および公園内の遊具については、市が撤去（本事業の業務範囲外）します。